

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次

規 則	ページ
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定 (政策企画課)	2
◎「企業版ふるさと納税」に係る寄附金の指定納付受託者の指定 ( " )	3
○救急病院の認定 (医療政策課)	3
◎指定市町村事務受託法人の指定 (長寿社会課)	3
◎「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)」に係る手数料の指定納付受託者の指定 (土木政策課)	3
◎高知県公共事業再評価委員会設置規程の一部改正 ( " )	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
○道路の供用開始 ( " )	4
◎「高知県電子申請サービス」に係る使用料等の指定納付受託者の指定 (会計管理課)	4
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (2件) ( " )	4
◎保育士登録手数料に係る公金事務の委託 (教育委員会事務局幼保支援課)	4
◎高知県立学校の授業料及び学校給食費等に係る公金事務の委託 (教育委員会事務局高等学校課、特別支援教育課)	4
公 告	
○高知県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第7次)の策定(森づくり推進課)	4
高知県公安委員会告示	
○警備業法の規定による診断を行う医師の指定	5
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の	

規定による診断を行う医師の指定	5
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	5
入札公告	
○一般競争入札(第3次高知県情報セキュリティクラウド構築等委託業務)の公告 (デジタル政策課)	5

-----  
規 則  
-----

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第31号**

**高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則**

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「に勤務する職員又は林業環境政策課」を削り、「若しくは」を「又は」に、「技術職員（32）」を「職員（33）」に改め、同表中45の項を46の項とし、44の項を45の項とし、43の項を44の項とし、42の項を43の項とし、41の項を42の項とし、40の項を41の項とし、39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、同表32の項中「技術職員」を「職員」に改め、同項を同表33の項とし、同表中31の項の次に次のように加える。

32	林業環境政策課に勤務する職員で、森林公園の管理又は協働の森づくり事業の業務に従事するもの	作業服 防寒着 安全靴	1 1 1	2 3 4
----	--	-------------------	-------------	-------------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第196号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和8年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
高知市知寄町一丁目4番30号	株式会社高知カード	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	楽天グループ株式会社		
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる		
東京都品川区上大崎三丁目1番1号	株式会社トラストバンク		
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社		
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階	株式会社アイモバイル		
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー		
東京都千代田区	READY F		

一番町8 住友不動産一番町ビル7階	OR株式会社	
東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス12階	株式会社JALUX	
高知市はりまや町二丁目4番4号	高知信用金庫	

高知県告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和8年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
 令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号 スカイビル	株式会社カルティブ	クレジットカードを利用して納付される「企業版ふるさと納税」に係る寄附金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第198号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
 令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いの町立国民健康保険仁淀病院	吾川郡いの町1369番地	令8・4・1	令11・3・31

高知県告示第199号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定をしたので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 市町村事務を行う市町村事務受託事務所の名称及び所在地  
四万十市社会福祉協議会  
四万十市中村東町二丁目4番13号
- 市町村事務受託事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人四万十市社会福祉協議会  
四万十市右山五月町8番3号
- 市町村事務受託事務所の指定の申請者の代表者の職名及び氏名  
会長 大林 郁男
- 指定年月日  
令和8年4月1日
- 市町村事務の種類  
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）
- 居宅サービス等の提供の有無  
有

高知県告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和8年3月24日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
 令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ	高知県が使用する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」によるインターネットを利用して納付される手数料	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第201号

高知県公共事業再評価委員会設置規程（平成10年10月高知県告示第620号）の一部を次のように改正する。  
 令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

題名を次のように改める。

高知県公共事業評価委員会設置規程

第1条中「再評価」を「新規事業採択時評価及び再評価（以下「事業評価」という。）」に、「高知県公共事業再評価委員会」を「高知県公共事業評価委員会」に改める。

第2条中「再評価」を「事業評価」に改める。

第9条第1項中「を再評価する」を「の事業評価を実施する」に、「再評価を」を「事業評価を」に改め、同条第3項中「協議のうえ」を「協議の上」に改める。

第10条第2項中「再評価」を「事業評価」に改める。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この告示の施行の際現にこの告示による改正前の高知県公共事業再評価委員会設置規程第5条第1項の規定により委嘱されている委員は、この告示による改正後の高知県公共事業評価委員会設置規程第5条第1項の規定により委嘱されたものとみなし、当該委員の任期は、同規程第6条第1項の規定にかかわらず、令和9年12月7日までとする。

高知県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 宮ノ上川北
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口字美正山乙3886番16から安芸市井ノ口字美正山乙3886番26まで	前	11.0 }	58
		16.8	
安芸市井ノ口字御神母乙4106番地先から安芸市井ノ口字美正山乙3886番26まで	後	4.0 }	168
安芸市井ノ口字北井		3.7	

ノ島乙1904番2から安芸市井ノ口字戊瀧乙3880番8まで	A	27.1	1506
	B	11.0 16.8	58
安芸市井ノ口字美正山乙3886番16から安芸市井ノ口字美正山乙3886番26まで	後	11.0 16.8	58

高知県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和8年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノ口字御神母乙4106番地先から安芸市井ノ口字美正山乙3886番26まで	168	令和8年4月1日

高知県告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和8年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
大阪府大阪市北	株式会社エフ	「高知県電子申	令和8年

区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	レジ	「請サービス」によるインターネットを利用して納付される使用料及び手数料並びに実費を勘案して定めた費用	4月1日から令和9年3月31日まで
-------------------------	----	--	-------------------

高知県告示第205号

売りさばき所が廃止されるので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市上町二丁目6番23号  
一般社団法人高知県交通安全協会  
会長 前田 賀彦
- 2 廃止される売りさばき所の所在地及び名称  
香南市赤岡町1375 南国警察署香南警察庁舎内  
一般社団法人高知県交通安全協会
- 3 廃止年月日  
令和8年3月31日

高知県告示第206号

売りさばき所が廃止されるので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市上町二丁目6番23号  
一般社団法人高知県交通安全協会  
会長 前田 賀彦
- 2 廃止される売りさばき所の所在地及び名称  
長岡郡本山町本山850-1 高知東警察署本山警察庁舎内  
一般社団法人高知県交通安全協会
- 3 廃止年月日  
令和8年3月31日

高知県告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年3月31日に指定し、公金事務を同年4月1日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日  
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都千代田区麹町一丁目6番地2	社会福祉法人日本保育協会	保育士登録手数料の収納	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年3月27日に指定し、公金事務を令和8年4月1日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
熊本県熊本市西区春日一丁目12番3号 KFGビル6階	九州デジタルソリューションズ株式会社	口座振替を利用して納付される高知県立学校の授業料及び学校給食費等の収納	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定に基づき高知県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第7次）を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。  
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、高知県林業振興・環境部森づくり推進課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030201/>）に

掲載する。)

-----  
**公安委員会告示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第7号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第51条及び高知県警備業法施行規則（平成15年高知県公安委員会規則第4号）第6条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

なお、この指定期間は、令和10年3月31日までとする。

令和8年4月1日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知市池2125番地1	令和8年4月1日
徳岡 雅嘉	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3番33号	令和8年4月1日
吉本啓一郎	医療法人一条会渡川病院	四万十市具同2278番地1	令和8年4月1日

**高知県公安委員会告示第8号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年高知県公安委員会規則第1号）第2条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

なお、この指定期間は、令和10年3月31日までとする。

令和8年4月1日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知市池2125番地1	令和8年4月1日
徳岡 雅嘉	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3番33号	令和8年4月1日

吉本啓一郎	医療法人一条会渡川病院	四万十市具同2278番地1	令和8年4月1日
-------	-------------	---------------	----------

**高知県公安委員会告示第9号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、令和10年3月31日までとする。

令和8年4月1日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

氏名	連絡先	活動区域
横山 明	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
笹方 一正		
山内 健		
松浦 勇雄	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110（代表）	安芸地区
伊藤 智		
西村 浩利	高知県南国警察署生活安全課 電話番号088-863-0110（代表）	南国地区
久保 壽男		
松浦 啓人	高知県須崎警察署刑事生活安全課 電話番号0889-42-0110（代表）	須崎地区
今橋 昭代		
宗崎 重康	高知県中村警察署刑事生活安全課 電話番号0880-34-0110（代表）	中村地区
石神 壮		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 高知地区  
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 安芸地区  
条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。
- 南国地区  
条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。

る。

4 須崎地区

条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。

5 中村地区

条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。

-----  
**入 札 公 告**  
 -----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

第3次高知県情報セキュリティクラウド構築等委託業務一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 特定役務の履行期間

特定役務に係る契約の締結の日から令和14年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とともに、契約の対象となる特定役務の性能、機能、技術等を記載した提案書を提出しなければならない。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物

<p>品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号780-0870 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階 高知県総合企画部デジタル政策課 電話番号088-823-9773</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和8年4月1日(水)から同月22日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和8年4月1日午前9時から同月22日午後5時までの間に高知県総合企画部デジタル政策課のホームページ(<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080501/">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080501/</a>)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和8年5月12日(火)午前9時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和8年5月11日(月)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階 高知県総合企画部デジタル政策課 会議室</p> <p>(4) プレゼンテーション審査の日時及び場所 ア 日時 令和8年5月21日(木)午後1時30分から午後5時まで イ 場所 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階 高</p>	<p>知県総合企画部デジタル政策課 会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年4月22日午後5時までに3(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 ア 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2(9)に該当したとき当該落札者と契約を締結しないものとする。 イ 落札者決定基準は、入札説明書による。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和8年4月22日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p>	<p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: 3rd Kochi Prefecture Information Security Cloud Construction and Operation Project Commissioned Work 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 22 April 2026</p> <p>(3) Deadline for the submission of documents to tender (by hand): 9:00 A.M. on Tuesday 12 May 2026</p> <p>(4) Deadline for the submission of documents to tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Monday 11 May 2026</p> <p>(5) Contact: Digital Policy Division, Department of General Planning, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan Tel: (088-823-9773)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
--	---	--